

○第 279 回動物用医薬品専門調査会議事概要メモ（非公開）

日時：令和 7 年 5 月 15 日（木） 14：00～16：42

議事概要

（１）動物用医薬品（d-クロプロステノールナトリウムを有効成分とする牛及び豚の注射剤（ダルマジンシンク））に係る食品健康影響評価について

審議の結果、「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる」とすることが了承され、食品安全委員会に報告することとされた。

（２）農薬・動物用医薬品（ピペロニルブトキシド）に係る食品健康影響評価について

審議の結果、ピペロニルブトキシドの許容一日摂取量（ADI）を 0.16 mg/kg 体重/日とすることが了承され、評価書（案）を一部修正することとなった。引き続き農薬第三専門調査会で審議の予定。

* d-クロプロステノールナトリウムを有効成分とする牛及び豚の注射剤（ダルマジンシンク）：

牛の発情周期の同調や卵巣疾患等の治療、豚の分娩誘発に用いられる注射剤です。

* ピペロニルブトキシド：

ピペリン酸の誘導体であり、昆虫の薬物代謝酵素を阻害することで、薬物代謝が抑制されることにより、殺虫剤の効力を増強させる化合物です。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。